

建設荷役車両の新しい 定期自主検査指針について

令和5年3月31日、労働安全衛生法 第45条 第3項の規定に基づき、フォークリフト、ショベルローダー等、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車の定期自主検査指針が公示されました。



各機械の該当箇所

各機械の該当箇所	エンジン回転 の状態	エンジン弁隙間	エンジン圧縮圧力	エンジン噴射圧力 噴霧状態	エンジン ファンベルト	かじ取り車輪	パワーステアリン グ装置(電気式)	駐車ブレーキ	ブレーキドラムと ライニングの隙間	湿式ディスク ブレーキ	モニター表示 による検査
フォークリフト	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ショベルローダー等	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●
不整地運搬車	●	●	●	●	●			●			●
下部走行体(クローラ式)	●	●	●	●	●			●			●
下部走行体(トラック式)	●	●	●	●	●	●		●	●		●
下部走行体(ホイール式)	●	●	●	●	●	●		●	●		●
トラクター・ショベル (ホイール式)	●	●	●	●	●			●	●	●	●
スクレーパー	●	●	●	●	●			●			●
スクレープ・ドーザー	●	●	●	●	●			●			●
モーター・グレーダー	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●
パワー・ショベル及びドラ グ・ショベル(クローラ式)	●	●	●	●	●			●			●
パワー・ショベル及びドラ グ・ショベル(ホイール式)	●	●	●	●	●	●		●	●		●
ロードローラー及び タイヤローラー	●	●	●	●	●	●		●	●		●
振動ローラー	●	●	●	●	●	●		●	●		●
高所作業車	●	●	●	●	●	●		●	●		●

改正の内容

1 電子制御式のエンジンに対応する測定方法の追加

電子制御式エンジンについては、エンジン等に取り付けられたセンサーからの情報によりエンジンの状態を制御していることから、異常を示すモニター表示の有無等により良否判定を行うよう、検査方法を追加した。

2 燃料噴射装置の検査方法の見直し

最新機器では、ディーゼルエンジン燃料噴射装置のノズル部に不良があった場合に、噴射圧力が調整されたノズルチップ（燃料噴射部分の部品）が内蔵されているノズルアッセンブリ（燃料噴射装置を構成する部品を組み立てたもの）ごと交換をしているため、ノズルアッセンブリ全体を交換する場合は噴射圧力測定を行わないこととするよう見直した。

3 かじ取り車輪等の検査方法の見直し

かじ取り車輪の検査について、機械が十分に旋回できる程度の広さを有した場所を確保することが困難な場合もあることを踏まえ、機械が旋回したときの軌跡の半径の測定を不要とし、ハンドルの回転角度とかじ取り車輪のかじ取り角度との関係を確認する等、機械の駐車場所程度の広さであっても検査が可能となるよう検査方法を見直した。

4 電気式のパワーステアリング装置の検査方法の追加

電気式のパワーステアリング装置を使用するバッテリー式機械の使用が増加している現状を踏まえ、電気式のパワーステアリング装置の適正な検査を行い、バッテリー式の機械の安全性を確保するため、パワーステアリング装置用モーターのブラシの摩耗量を確認する等、電気式のパワーステアリング装置の検査方法を追加した。

5 駐車ブレーキの検査方法の見直し

駐車ブレーキの効き具合の検査について、20%の勾配がある場所を確保することが困難な場合もあることを踏まえ、勾配を有しない場所でも検査が可能となるよう検査方法の見直しを行った。

6 機械の構造の変化に伴う各種検査方法の見直し

ガソリンエンジンの冷却装置のファンベルト等の検査に当たって、緩み量等の実測を不要とし、ファンベルトの緩み、損傷等の有無を目視で確認する等、最新の機械の構造に合致した検査が可能となるよう検査方法を見直した。

(2) 平成23年4月6日付け基発0406第3号「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令の施行及び関係告示の適用等について」の一部を次のように改正する。

記の第2の1の(2)を別紙2のとおり改める。

上記2(2)を踏まえ、ノズルテスターを削除するものであること。

別紙1

労働安全衛生法施行令(以下「令」という。) 第13条第3項第8号のフォークリフト	1 シリンダー内の圧縮気体の圧力を測定する圧力計
令第13条第3項第9号の令別表第7に掲げる建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの	2 回転計
令第13条第3項第33号の不整地運搬車	3 シックネスゲージ
令第13条第3項第34号の高所作業車	4 油圧装置の圧力を測定する圧力計
	5 電圧計
	6 電流計
	7 探傷器
	8 摩擦ゲージ

1. 回転状態の検査(制御式のエンジンに対応する測定方法の追加)

旧検査方法&判定基準	
①アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。	①メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑であること。
②エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	②ペダル等の引っ掛かりがなく、エンジン停止又はノッキングがないこと。



新検査方法&判定基準	
①アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる。 (非電子制御式)	①メーカーの指定する基準値内であり、回転が円滑で続くこと。
②アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 (電子制御式)	②異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
③エンジンを加速したとき、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	③引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングがないこと。

ガソリンキャブレター仕様や列型&分配型噴射ポンプディーゼルは回転計を使用して確認する。



ガソリンEFI仕様やコモンレール式ディーゼルはメーターパネルのエンジンチェックランプ点灯の有無で確認する。



2. 弁隙間の検査(制御式のエンジンに対応する測定方法の追加)

旧検査方法&判定基準	
①弁すき間を調べる。 ただし、弁すき間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。	①メーカーの指定する基準値内であること。



新検査方法&判定基準	
①弁隙間を調べる。 ただし、弁隙間の異常による異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略してもよい。 (非電子制御式)	①メーカーの指定する基準値内であること。
②弁隙間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 (電子制御式)	②異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。

ガソリンキャブレター仕様や列型&分配型噴射ポンプディーゼルはシックネスゲージを使用して確認する。



ガソリンEFI仕様やコモンレール式ディーゼルはメーターパネルのエンジンチェックランプ点灯の有無で確認する。



3. 圧縮圧力の検査(制御式のエンジンに対応する測定方法の追加)

旧検査方法&判定基準		新検査方法&判定基準	
①圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	①メーカーの指定する基準値内であること。	①圧縮圧力を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。 (非電子制御式)	①メーカーの指定する基準値内であること。
		②圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる。 (電子制御式)	②異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。

ガソリンキャブレター仕様や列型&分配型噴射ポンプディーゼルはコンプレッションゲージを使用して確認する。



ガソリンEFI仕様やコモンレール式ディーゼルはメーターパネルのエンジンチェックランプ点灯の有無で確認する。



4. 燃料装置の検査(ディーゼルエンジン)

旧検査方法&判定基準	
①燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	①燃料漏れがないこと。
②燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。	②損傷又は老化がないこと。
③燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、カートリッジ式の場合は、この検査を省略してもよい。	③著しい汚れ又は目詰まりがないこと。
④噴射ノズルの噴射圧力及び噴霧状態の異常の有無を調べる。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	④噴射圧力がメーカーの指定する基準値内であり、噴霧が正常であること。



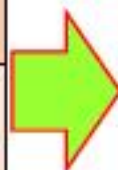
新検査方法&判定基準	
①燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	①燃料漏れがないこと。
②燃料ホースの損傷及び老化の有無を調べる。	②損傷及び老化がないこと。
③燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っている場合は、この検査を省略してもよい。	③著しい汚れ及び目詰まりがないこと。



※平成2年9月26日付け基発第584号「検査代行機関等に関する 規則の一部を改正する省令の施行について」の別紙1からノズル テスターが削除された。

5. かじ取り車輪等の検査方法の見直し

旧検査方法&判定基準	
①ハンドルを左右に切って旋回し、最小旋回半径及びステアリング角度を調べる。	①メーカーの指定する基準値内であること。
②ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②緩み又は脱落がないこと。
③かじ取り車輪と他の部分との接触の有無を調べる。	③接触していないこと。



新検査方法&判定基準	
①ハンドルを左右に切って、ハンドルの回転角度とかじ取り車輪のかじ取り角度について左右の関係を調べる。	①左右で著しい相異がないこと。
②ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②緩み及び脱落がないこと。
③かじ取り車輪と他の部分との接触の有無を調べる。	③接触していないこと。

従来は、左右の旋回半径を測定していたので、最低でも、旋回できる広さの場所が必要なので、大型機械等は、困難な場合もあった。



カウンター式フォークリフトの例



※ハンドルを左右に切って、左右のストロークエンドまでのハンドル回転数に著しい違いがないかを調べる。その状態で、左右タイヤの切れ角度に著しい違いがないかも調べる。

6. 電気式パワーステアリング装置の検査

新追加項目

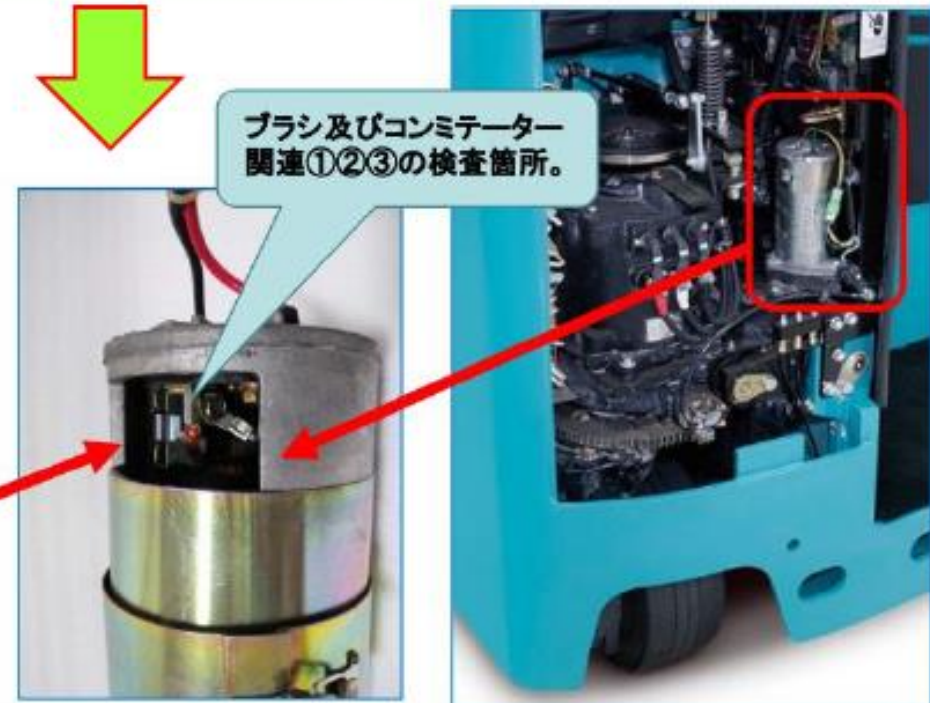
パワーステアリング装置（電気式）



新検査方法&判定基準	
①ブラシの摩耗量及び当たりの状態を調べる。	①摩耗量がメーカーの指定する基準値内であり、全周について当たりが正常であること。
②ブラシのばね力を調べる。	②ばねの戻り具合が適正であること。
③コンミテーター面の汚れ及び摩耗の有無を調べる。	③汚れ及び著しい摩耗がないこと。
④アクチュエーターを作動させ、異音の有無を調べる。	④異音がないこと。
⑤取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤緩み及び脱落がないこと。



カウンター式フォークリフトの例



リーチ式フォークリフトの例

7. 駐車ブレーキの検査

旧検査方法&判定基準	
①レバーをいっぱいに引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。 [ラチェット式]	①余裕があること。
②レバーの引き力を調べる。 [トグル式]	②メーカーの指定する基準値内であること。
③20パーセントこう配の床面で無負荷状態において作動させ、効き具合を調べる。	③停止の状態を保持すること。
④ラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	④損傷又は著しい摩耗がないこと。



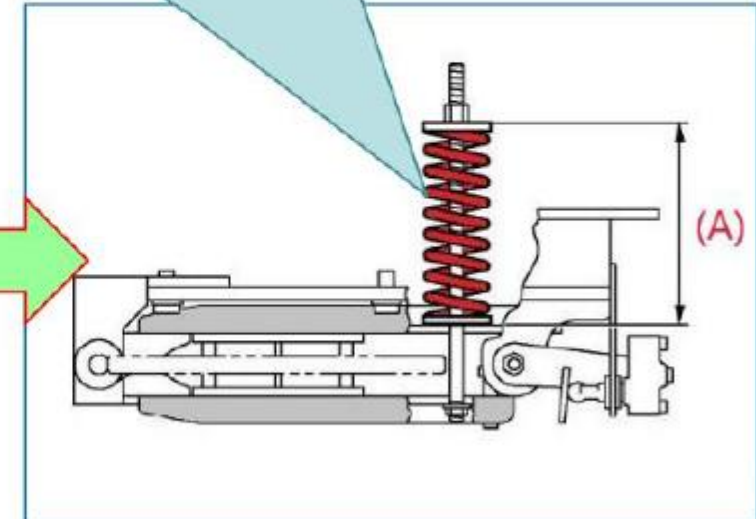
新検査方法&判定基準	
①レバーを一杯に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。 [ラチェット式]	①余裕があること。
②レバーの引き力又はペダルの踏み力を調べる。[トグル式]	②メーカーの指定する基準値内であること。
③駐車ブレーキの効き具合を調べる。	③効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
④爪及びラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	④損傷及び著しい摩耗がないこと。
⑤ブレーキ締付けスプリングの調整値を調べる。[デットマン式]	⑤メーカーの指定する基準値内であること。



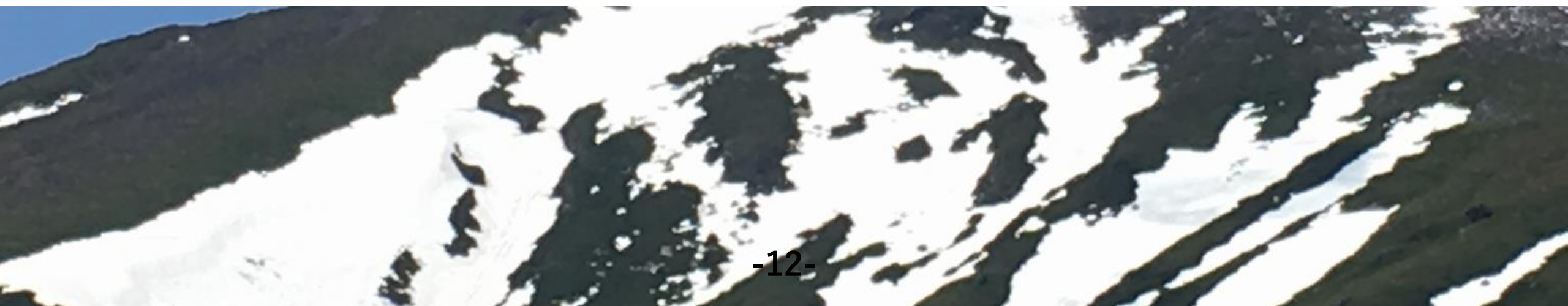
新検査方法&判定基準

①レバーを一杯に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。 [ラチェット式]	①余裕があること。
②レバーの引き力又はペダルの踏み力を調べる。[トルグ式]	②メーカーの指定する基準値内であること。
③駐車ブレーキの効き具合を調べる。	③効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
④爪及びラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	④損傷及び著しい摩耗がないこと。
⑤ブレーキ締付けスプリングの調整値を調べる。[デットマン式]	⑤メーカーの指定する基準値内であること。

⑤ブレーキ締付けスプリングの調整値を調べる。
[デットマン式]
図の(A)寸法を確認することで検査する。



リーチ式フォークリフトのディスクブレーキ(デットマン式)



8. ブレーキドラム及びブレーキシューの検査

旧検査方法&判定基準	
①ドラムとライニングのすき間を調べる。	①メーカーの指定する基準値内であること。
②ドラムを取り外し、ライニングのはく離、損傷及び摩耗の有無を調べる。	②はく離、損傷又は著しい摩耗がないこと。
③ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。	③腐食又はへたりのないこと。
④ドラムを取り外し、ドラム内面のき裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。	④き裂、損傷又は著しい摩耗がないこと。



新検査方法&判定基準	
①ドラムとライニングの隙間を調べる。 [アジャスター手動調整式]	①メーカーの指定する基準値内であること。
②ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。	②剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。
③ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。	③腐食及びへたりのないこと。
④ドラムを取り外し、ドラム内面の亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂が疑わしい場合は探傷器等で調べる。	④亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。

カウンター式フォークリフトのドラム式ブレーキ

アジャスター手動調整式



①アジャスター手動調整式のものは、アジャスターを最伸長させ、その状態からメーカーの指定する基準値に調整することで、隙間の確認をする。

アジャスター自動調整式



①アジャスター自動調整式のものは、隙間が自動で調整されるので、この検査は不要となる。

9. ブレーキディスク及びブレーキプレート(湿式ディスク式)の検査

新追加項目



新検査方法&判定基準	
ディスク及びプレートの摩耗状態を調べる。	メーカーの指定する基準値内であること。



ブレーキディスク



ブレーキプレート

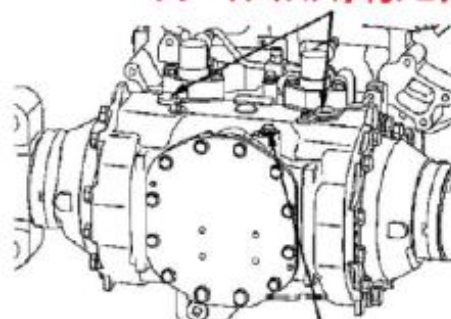


分解して、ディスク及びプレートの摩耗を確認するのは困難だが、メーカー指定のブレーキ潤滑冷却オイルの定期交換などの時間管理などで、摩耗状態の判断ができるものもある。

*このような点検による確認方法の機種もある

ブレーキディスク摩耗チェックポート

* 摩耗チェックゲージを差込み回転させる



ブレーキディスク摩耗チェックゲージ取付位置



摩耗チェックポート

摩耗チェックゲージを回転させることにより、内部にある複数のディスク及びプレートを押し付け、全体としての摩耗量を判断している。

※分解してディスク及びプレートの摩耗を確認するのは困難だが、メーカー指定のブレーキ潤滑冷却オイルの定期交換による時間管理などで摩耗状態の判断ができるものもある。

10. 冷却装置の検査

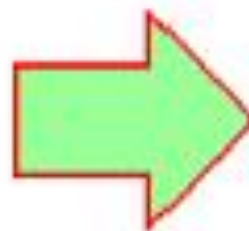
旧検査方法&判定基準	
①冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	①水量が適正で、著しい汚れがないこと。
②ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。	②水漏れ又は目詰まりがないこと。
③ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	③損傷、ひび割れ又は老化がないこと。
④ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	④正常に機能すること。
⑤ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	⑤損傷がないこと。
⑥ファンベルトのたわみを調べる。	⑥メーカーの指定する基準値内であること。
⑦ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	⑦著しい摩耗又は損傷がないこと。
⑧冷却ファン、カバー、ダクト等のき裂、損傷及び変形の有無を調べる。	⑧き裂、損傷又は変形がないこと。
⑨冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩みの有無を調べる。	⑨緩みがないこと。



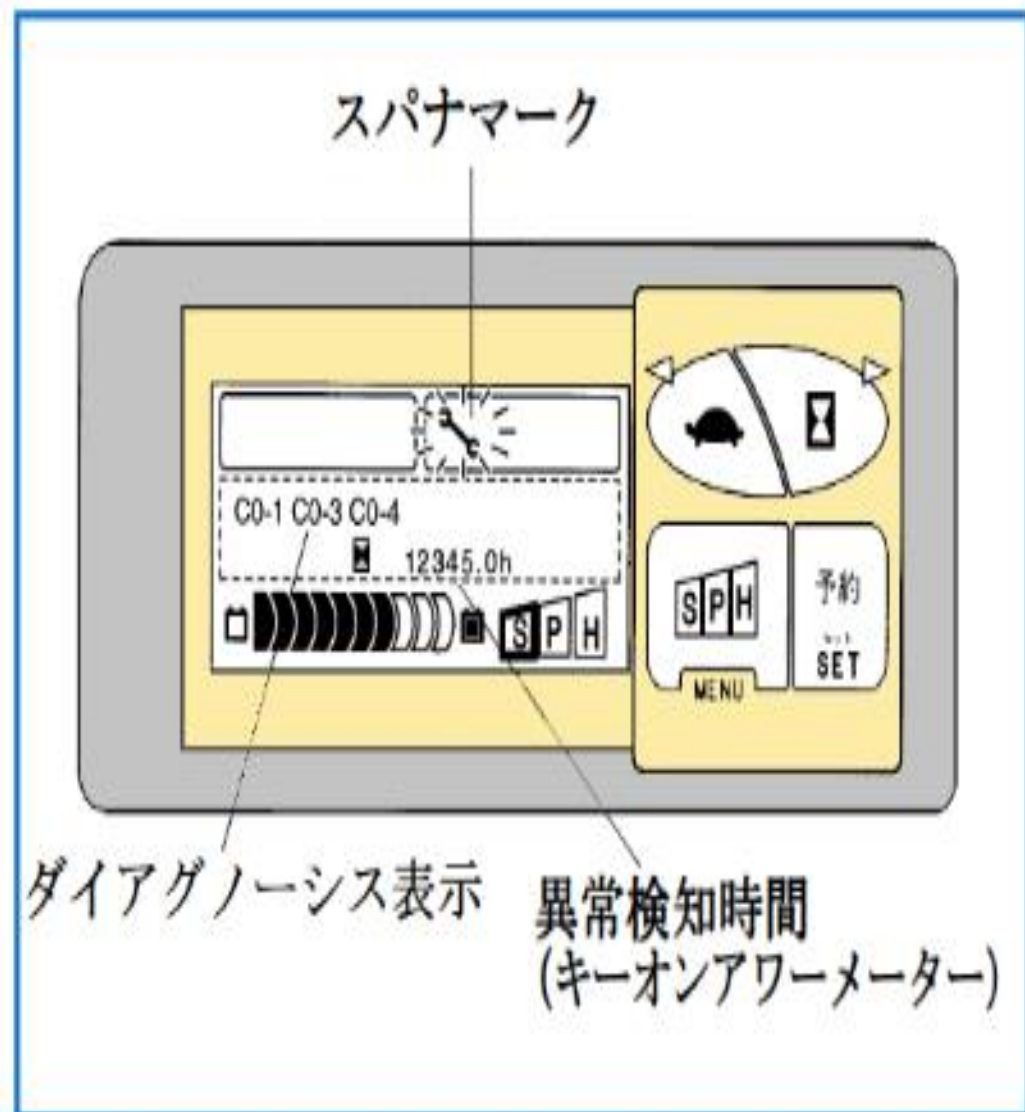
新検査方法&判定基準	
①冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	①水量が適正で、著しい汚れがないこと。
②ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。	②水漏れ 及び 目詰まりがないこと。
③ホースの損傷、ひび割れ及び老化の有無を調べる。	③損傷、ひび割れ 及び 老化がないこと。
④ラジエーターキャップのバルブ機能の適否を調べる。	④正常に機能すること。
⑤ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	⑤損傷がないこと。
⑥ファンベルトの 緩み を調べる。	⑥ 著しい緩み がないこと。
⑦ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	⑦著しい摩耗 及び 損傷がないこと。
⑧冷却ファン、カバー、ダクト等の 亀裂 、損傷及び変形の有無を調べる。	⑧亀裂、損傷 及び 変形がないこと。
⑨冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み 及び脱落 の有無を調べる。	⑨緩み 及び脱落 がないこと。



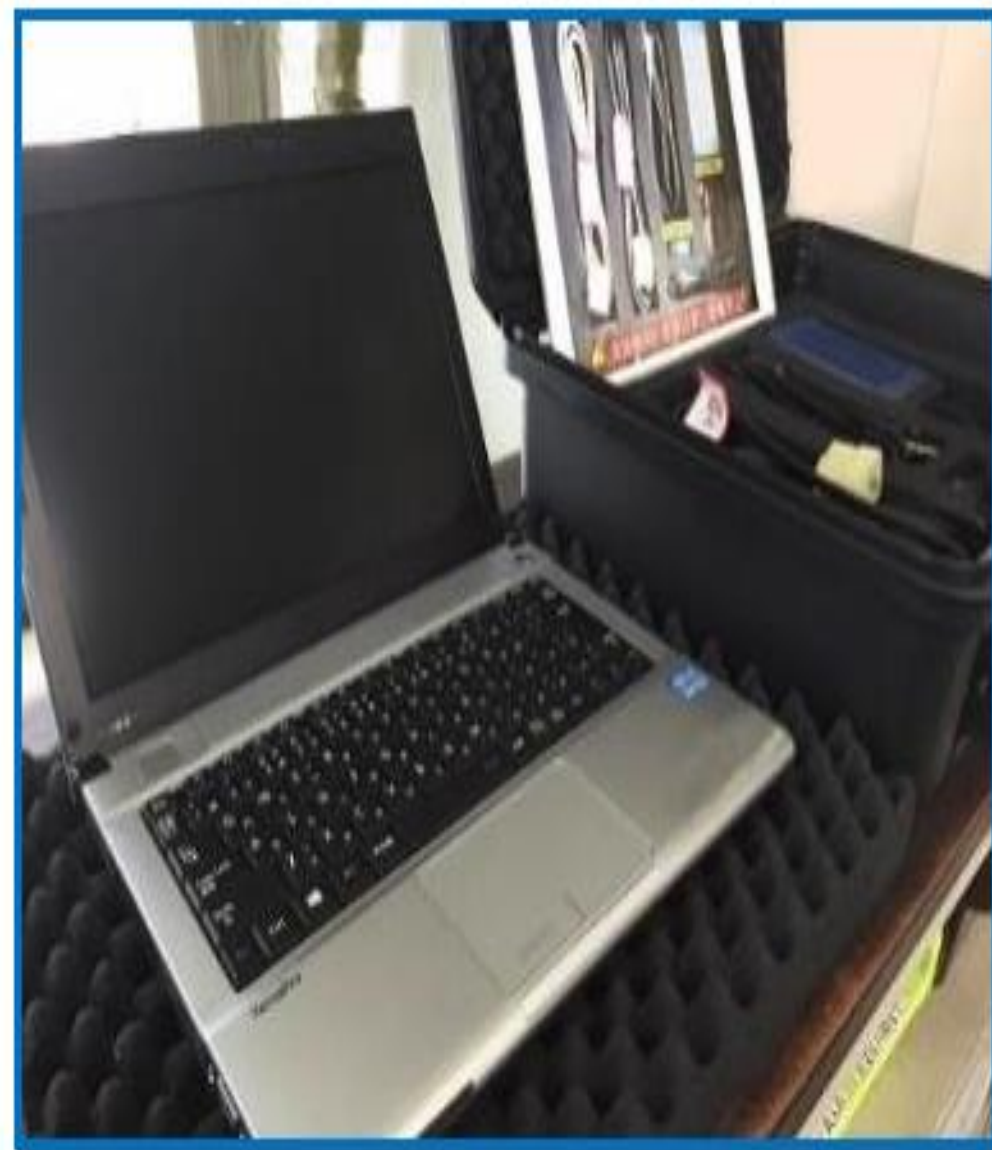
従来は、テンションゲージ等でベルトにメーカー指定の力を加えて、たわみ量を調べていた。



ファンベルトを触診したり、回転時のベルトのスリップ音を聴診して、著しい緩みがないことを確認する。



車体に搭載されたモニタ画面の例



パソコン等を接続して表示する例

建荷協ホームページで定期自主検査指針を確認する！



公益 建設荷役車両安全技術協会
社団法人 SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

[お問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [利用規程](#) | [検索](#) [会員](#)



特自検



研修・教育



頒布品



機関誌(災害事例)



協会案内



支部

特自検制度

- ▶ 特定自主検査
- ▶ 関係法令一覧
- ▶ 定期自主検査指針
- ▶ 検査資格
- ▶ 対象機械

技術情報

- ▶ 基準値表
- ▶ 記録表・記録表作成支援ソフト
- ▶ 関連情報

協会の取組み

- ▶ 巡回指導
- ▶ 強調月間
- ▶ 考案賞
- ▶ リスクアセスメント

定期自主検査指針

定期自主検査指針

厚労省HPリンク

フォークリフトの定期自主検査指針 [公示](#) [別添](#)

不整地運搬車の定期自主検査指針 [公示](#) [別添](#)

車両系建設機械の定期自主検査指針 [公示](#) [別添](#)

高所作業車の定期自主検査指針 [公示](#) [別添](#)

ショベルローダー等の定期自主検査指針 [公示](#) [別添](#)

令和5年3月31日付け基発0331第48号 通達「フォークリフトの定期自主検査指針（労働安全衛生規則第151条の21の自主検査に係るもの）等の公表等について」 [別添](#)

特自検制度

特定自主検査制度

関係法令一覧

定期自主検査指針

検査資格

対象機械

技術情報

基準値表

記録表・記録表作成支援ソフト

関連情報

協会の取組み

巡回指導

検査者(員)の資格一覧

▼表 特定自主検査 検査者(員)の資格と特定自主検査が行える機械

特定自主検査者(員)資格の種類				特定自主検査が行える機械							検査者検査 事業内検査
				フォークリフト	不整地運搬車	整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用	高所作業車	
検査業者検査員資格	資格取得研修修了者	検査業者検査員資格	フォークリフト	検査・事業	×	×	×	×	×	×	検査業者検査の資格では事業内検査を行えますが、事業内検査の資格では検査業者検査は行えません。  検査業者検査員研修修了証
			整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用	×	検査・事業	検査・事業	×	×	×	×	
			基礎工事用	×	検査・事業	×	検査・事業	×	×	×	
			締固め用	×	×	×	×	検査・事業	×	×	
			コンクリート打設用	×	×	×	×	×	検査・事業	×	
			高所作業車	×	×	×	×	×	×	検査・事業	
	旧職業訓練法 職業能力開発促進法	建設機械科の職種に係る 職業訓練指導員免許取得者	運輸装置科または産業機械工学科の指導員訓練修了者	検査・事業	検査・事業	検査・事業	検査・事業	検査・事業	×	×	
			建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者	×	検査・事業	検査・事業	検査・事業	検査・事業	×	×	
			建設機械整備科の訓練修了者	×	検査・事業	検査・事業	検査・事業	検査・事業	×	×	
			建設機械整備に係る1級又は2級の技能検定に合格した者	×	検査・事業	検査・事業	検査・事業	検査・事業	×	×	
事業内検査者資格	資格取得研修修了者	事業内検査者資格	フォークリフト	事業	×	×	×	×	×	×	事業内検査者の研修修了証  事業内検査者研修修了証
			整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用	×	事業	事業	×	×	×	×	
			基礎工事用	×	事業	×	事業	×	×	×	
			締固め用	×	×	×	×	事業	×	×	
			コンクリート打設用	×	×	×	×	×	事業	×	
			高所作業車	×	×	×	×	×	×	事業	
	建設業法	建設業法	建設機械 1級	×	事業	事業	事業	事業	×	×	
			施工管理 2級第1種	×	事業	事業	×	×	×	×	
			技術検定 2級第2種	×	事業	事業	×	×	×	×	
			第2次検定合格者 2級第3種	×	事業	事業	×	×	×	×	
			(旧 建設機械 2級第4種	×	事業	×	×	事業	×	×	
			施工技術検定) 2級第5種	×	事業	×	×	×	×	×	
			2級第6種	×	事業	×	事業	×	×	×	
				×	事業	×	事業	×	×	×	

特 自 検 対 象 機 械 一 覧

特定自主検査 対象機械ラインアップ



車両系 荷役運搬 機械

●フォークリフト



●不整地運搬車



車両系 建設機械

●整地・運搬・積み込み用機械



●掘削用機械



●基礎工事用機械



●締固め用機械



●コンクリート打設用機械



●解体用機械



高所 作業車

